

東大阪市公告第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札の方法により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 5 日

東大阪市長 野 田 義 和

一般競争入札に付す案件

別紙のとおり

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- (4) 委託場所 東大阪市内
- (5) 入札金額 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託料
(消費税及び地方消費税の額を含む)
- (6) 仕様書等 広報課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- (2) 日時 令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午後 3 時

3 入札に参加する者に必要な資格

- 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 令和 6 年・7 年・8 年度東大阪市入札参加有資格者名簿 (物品・役務) に登録されており、業種・種目「002-01 (印刷—一般印刷)」を希望していること。
 - (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
 - (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和 8 年 6 月 5 日 (金) から令和 8 年 6 月 12 日 (金) 午後 5 時 30 分まで	広報課へメール	5 を参照
入札参加資格審査申請	令和 8 年 6 月 5 日 (金) から令和 8 年 6 月 18 日 (木) 午後 5 時 30 分まで	原則、広報課へ持参	6 を参照
入札参加の辞退	令和 8 年 6 月 26 日 (金) 入札開始まで	電話にて広報課に連絡	6 を参照
入札	令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午前 9 時～午前 11 時	市役所 10 階 広報課	7 を参照
開札	令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午前 11 時 30 分から	市役所別館 2 階 第 1 入札室	7 を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書 (ウェブサイトからダウンロードすることができる) により市長公室広報広聴室広報課までメール (koho@city.higashiosaka.lg.jp) にて令和 8 年 6 月 12 日 (金) 午後 5 時 30 分までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和 8 年 6 月 22 日 (月) までに広報課ウェブサイト (入札・契約情報(結果など)) において回答するものとする。

※入札・契約情報(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-4-0.html>)

6 入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) 入札参加資格審査申請の必要書類について
入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	一般競争入札参加申請書	様式 1 *押印の省略が可能
2	一般競争入札参加確認通知書	様式 2
3	受付票	様式 3
4	760 円分の切手を貼った長 3 号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書などの返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。

※各様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。

※様式 1 の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問い合わせ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

- ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- イ 申請日時 令和 8 年 6 月 5 日（金）から令和 8 年 6 月 18 日（木）まで（本市の閉庁日は除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（期限厳守）
- ウ 提出方法 申請来庁日時を「16 問い合わせ先」に記載の電話番号に事前連絡したうえで、広報課まで持参すること（特別な事情により郵送での提出も可）。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和 8 年 6 月 22 日（月）までに通知する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

- ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- イ 前号の説明を求める場合は、令和 8 年 6 月 23 日（火）までに市長公室広報広聴室広報課まで書面を持参し提出、または発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。
- ウ 説明の求めがあった時は、令和 8 年 6 月 25 日（木）までに書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和 8 年 6 月 26 日（金）の午前 9 時までに電話にて広報課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。（様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。）

7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 広報課
- (2) 日時 令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 9 時～午前 11 時
- (3) 開札は、午前 11 時 15 分から、市役所別館 2 階 第 1 入札室で行う。
- (4) 予定価格以内での入札が無い時は、同日午後 1 時～2 時に市役所 10 階 広報課で再度の入札を行い、午後 2 時 15 分より市役所別館 2 階 第 1 入札室で開札を行う。
なお、再度の入札の回数は 1 回とし、その結果落札者がいない場合、入札は取りやめとする。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となった者
- (2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった者
- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定された者

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第 96 条第 2 号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第 102 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託料（消費税及び地方消費税の額を含む）を算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (2) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
（入札書は、市役所 10 階広報課に用意してある入札箱に投函すること。）
- (3) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
（件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。）
※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。
- (4) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。
委任状には次に掲げるものを記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること。ただし、届出されている印鑑を入札書に押印する場合、委任状は不要。
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

13 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第 111 条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。（1 円未満の金額は、1 円に切り上げ）
但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ① 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ② 契約金額が 500 万円未満の場合。

14 支払事項

請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

15 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

16 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市市長公室広報広聴室広報課 TEL 06-4309-3102（担当：稲田、山本）
メールアドレス koho@city.higashiosaka.lg.jp
広報課ウェブサイトアドレス
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/40-1-0-0-0_51.html

一般競争入札参加申請について

1. 業 務 名 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託
2. 委 託 期 間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
3. 申 請 期 間 令和 8 年 6 月 5 日（金）～令和 8 年 6 月 18 日（木）
4. 申 請 場 所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10階 市長公室広報広聴室広報課
5. 入 札 日 時 令和 8 年 6 月 26 日（金） 午前 9 時～午前 11 時
6. 入 札 場 所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10階 市長公室広報広聴室広報課

提 出 書 類 各 1 部

番号	書 類 の 名 称	注 意 事 項	様式番号
1	一般競争入札参加申請書		様式 1
2	一般競争入札参加確認通知書	会社名を記入しておいてください	様式 2
3	受付票	会社名を記入しておいてください	様式 3
4	<u>760 円分の切手</u> を貼った長 3 号封筒 (速達の簡易書留)	一般競争入札参加確認通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください	

※ 以上の書類は、番号順にクリップ等で仮止めしてください。
別添の制限付き一般競争入札実施要領にしたがって申請してください。

東大阪市市長公室広報広聴室広報課
電話 06-4309-3102

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 東大阪市長 野田 義和

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

※署名の場合、押印は必要ありません。

令和8年6月5日付けで公告のありました、東大阪市制施行60周年記念冊子作成業務委託に関する入札に参加する資格について確認されたく、申請します。

(様式2)

一般競争入札参加確認通知書

東大阪 第 号
令和 年 月 日

様

東大阪市長 野田 義和

先に申請のあった、下記の案件に係る一般競争入札参加資格について確認したので、通知します。

記

入札公告日	令和8年6月5日	
案件名称	東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託	
競争参加資格 の有無	有	
	無	
	競争参加資格がないと認めた理由	
入札	日 時	令和8年6月26日（金） 午前9時～午前11時
	場 所	東大阪市役所 10階 市長公室広報広聴室広報課

連絡先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市長公室広報広聴室広報課

T E L 06-4309-3102

(様式3)

受 付 票

一般競争入札参加申請書一式

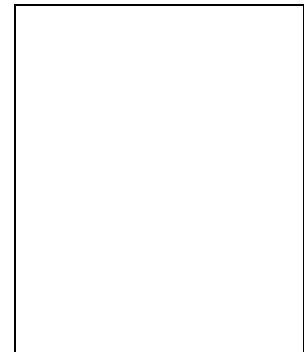
案件名称 東大阪市制施行60周年記念冊子作成業務委託

会社名

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市市長公室広報広聴室広報課

TEL 06-4309-3102



入札仕様書

- 1 件名 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 委託期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- 4 入札日 令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 9 時～午前 11 時
- 5 入札場所 東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- 6 入札金額 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託料（消費税及び地方消費税の額を含む）
- 7 落札方法 本市予定価格以内の最低額とする。
- 8 契約保証金 契約保証金は、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。（1 円未満の金額は、1 円に切り上げ）
但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ① 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ② 契約金額が 500 万円未満の場合。
- 9 支払方法 請求のあった日から 30 日以内支払うものとする。
- 10 その他 この仕様書に定めのない事項が発生した場合は、必要に応じて広報課と協議して定める。

東大阪市役所市長公室広報広聴室広報課 担当 稲田、山本 電話番号 06-4309-3102 F A X 06-4309-3822

仕 様 書

1. 業務名 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成委託業務
2. 契約期間 契約日～令和 9 年 1 月 31 日
3. 発行目的 東大阪市の市制施行 60 周年記念冊子として、ラグビーやモノづくりなどの本市の魅力や歴史文化、都市特性などを市内外の人に分かりやすく紹介することにより、本市への一層の理解と関心を高めるとともに、都市イメージや知名度の向上を図り、市政進展の一助とする。
4. 編集方針
 - (1) 市から提供する資料や写真と、第三者の著作物を使用する場合などで受託者が用意したものをもとに、東大阪市の以下の魅力やセールスポイントなどを、写真を中心に効果的に紹介する。
「市の紹介」、「市の特徴」、「ラグビーのまち」、「モノづくりのまち」、「市のあゆみ」、「統計」など
※「東大阪州市勢要覧 2019」を参照。
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000013361.html>

【構成例】
 - ・市長挨拶、市の紹介(2 ページ)
 - ・市の特徴(2 ページ)
 - ・ラグビーのまち(2 ページ)
 - ・モノづくりのまち(2 ページ)
 - ・歴史・文化、子育てのまち(2 ページ)
 - ・市の歩み(2 ページ)
 - ・統計・市議会(2 ページ)
 - (2) 説明、解説文は簡潔な文章にし、写真を中心に効果的に紹介する。また、要所には統計資料なども活用する。
5. 形式 【冊子】A4判 中綴じ 左開き

日本語・英語	2,800 部
日本語・中国語	100 部
日本語・ハンゲル	100 部

各 16 ページ(表紙を含む) 4 色刷
6. 紙質・インキ 【冊子】表紙:カード紙菊判 153kg 表面マットPP加工
本文:コート紙菊判 76.5kg (表紙・本文ともに同等品以上可)
※冊子については、「環境物品等調達基準」に適合すること(別紙 2 参照)。

7. 成果物
- (1) 東大阪市勢要覧 日本語・英語 2,800部
日本語・中国語 100部
日本語・ハンゲル 100部
 - (2) ウェブサイト掲載用電子データ(印刷用原版)一式(PDF)
 - (3) 画像データ(JPEG) フォーマット形式:windows
 - (4) 各ページのAIファイル フォーマット形式:windows
8. 業務内容
- (1) 東大阪市市勢要覧作成に係る企画
作成および公開全般に係る企画、提案および監修など
 - (2) デザイン、ページ構成の設計
ページデザインおよびレイアウトの提案・編集など
 - (3) 資料収集、記事作成および記事の校正
資料収集・整理、記事原稿・イラスト・図表の作成および校正など
 - (4) 写真データの編集加工
※編集加工後の写真データは、成果物として納品すること。
 - (5) データ作成
※作成するデータは、7.成果物を参照すること。
- ※外国語翻訳は受託者が行い、市で確認する。業務内容の詳細は、別紙1を参照。
9. 再委託の制限 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせはならない。
ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得たときは、この限りではない。
9. 納品 50冊を1包みとして市指定場所に納品する。
10. 著作権と肖像権
- (1) 成果物の著作権は市に無償譲渡する。
 - (2) 第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行う。
 - (3) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ市の意向を聞き、その承諾を得たうえで、著作権処理を行うものとする。この場合、設けられた制限の内容について、受託者は文書で市に報告する。
 - (4) 本誌は市ウェブサイトにも掲載するため、肖像権処理については、本誌掲載とあわせて、ウェブサイト掲載についても許諾を得る。著名人の肖像権を伴う写真など特に問題が発生すると思われるものは市と協議する。

<問合せ先>

市長公室広報課

担当:稲田、山本

電話:06(4309)3102 FAX:06(4309)3822

(別紙 1)

1. 工程、業務責任者及びスタッフ

- (1) 市と協議のうえ、構成及び納品までの工程を定め、市に提出する。
- (2) 業務全体を管理・総括する者(以下「業務責任者」という。例:コーディネーター、チーフコピーライターなど)を1人指定し、市に届け出る。業務責任者については再委託を認めない。
- (3) 市は原則として業務責任者と連絡調整を行う(他の者が同席することは差し支えない)。

2. 原稿・校正

- (1) 市から提供した資料及び写真や第三者の著作物を使用する場合などで受託者が用意したものをもとに、速やかに原稿を作成し、原稿、写真をレイアウトしたものを市に提出する。
- (2) 市が修正した(写真の変更を含む)ときは、修正箇所を反映したものを再度提出する。
- (3) 文字校正及び色校正は市が了承するまでとする。

3. デザイン・構成など

- (1) これまでに本市で発行した記念冊子や市勢要覧のデザインにとらわれず、また行政資料としての固いイメージを払拭し、東大阪市の取組みや魅力を幅広い世代に対して、見やすく・分かりやすく紹介するデザインとすること。
- (2) 表紙は手に取って中を読みたくなるようなデザインとすること。
- (3) 写真とイラストを効果的に使い、読者が見やすい内容とすること。
- (4) 東大阪市内外の人々の興味、関心を引くことができる構成とすること。
- (5) 本文は UD フォントを用い、視認性・可読性を確保すること。
- (6) デザインについてはユニバーサルデザインを配慮すること。

4. その他

- (1) 市から提供する資料や写真は使用できるものとする。
- (2) 写真はいずれも画像データ(JPEG)で納品する。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度双方協議のうえ定める。

(別紙2)

以下の環境物品等調達基準に適合すること。また、契約後に使用する資材について(別紙3)「資材確認票」を提出すること。

- ① 印刷用紙については以下の要件を満たすこと。ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。
 - ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を算定式(※1)により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
 - イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を算定式(※1)により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
 - ウ. バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適正になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
 - エ. 製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値(※2))がウェブサイト等で容易に確認できること。
 - オ. 再生利用しにくい加工が施されていないこと。
- ② 「古紙リサイクル適性ランクリスト」(※3)に示されたB、C及びDランクの古紙ランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと(表紙を除く)。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を「資材確認票」に記載すること。なお、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- ③ 印刷物へ以下のア～ウのとおりリサイクル適性を表示すること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
 - ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用紙の紙にリサイクルできます」
 - イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア.の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」
 - ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- ④ オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。デジタル印刷において、電子写真方式(乾式トナー)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準を満たすトナーが使用されていること。電子写真方式(湿式トナー)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。
- ⑤ オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程において、「オフセット印刷またはデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」(環境配慮チェックリスト裏面)に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

※1 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。なお、「総合評価値」とは次に示される Y1 又は Y2 の値をいう。

$$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$$

$$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$$

$$y_1 = x_1 + x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_1 + x_2 + x_3 \leq 100)$$

$$y_2 = 0.75 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 100)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_5 \quad (0 \leq x_5 \leq 70)$$

$$y_4 = -x_6 + x_7 \quad (x_7 - 15 \leq x_6 \leq x_7, x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, x_6 = x_7 > x_7 \rightarrow x_7)$$

$$y_5 = -0.5x_8 + 20 \quad (0 < x_8 \leq 10 \rightarrow x_8 = 10, 10 < x_8 \leq 20 \rightarrow x_8 = 20, 20 < x_8 \leq 30 \rightarrow x_8 = 30, x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40)$$

Y1, Y2 及び y1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6, x7, x8 は次の数値を表す。

Y1(塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y1, y2, y3, y4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y2(塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y1, y2, y3, y5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1: 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2: 管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3: その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。))には適用しない。
ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(「印刷」参照)に示された A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y5: 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1: 古紙パルプ配合率(%)

x2: 森林認証材パルプ配合率(%)

x3: 間伐材等パルプ配合率(%)

x4: 管理木材パルプ配合率(%)

x5: その他の持続可能性を目指したパルプ配合率(%)

x6: 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加算対象とならない。

x7: 白色度の基準値(%)

白色度の基準値は古紙パルプ配合率(x1)及びバージンパルプ配合率(x2 + x3 + x4 + x5)に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率 100%の場合の基準値は 70%、バージンパルプ配合率 100%の場合の基準値は 90%として次式により算定。

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$$

x8: 塗工量(g/m²)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

※2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

「指標値」とは、※1に示される x_1, x_2, x_3, x_4, x_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、※1に示される x_6, x_8 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、※1の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

※3 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキシソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキシソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ(油性)	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	—	—

③ 加 工 資 材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス 等／難細裂化 EVA 系ホッ トメルト☆／PUR 系ホッ トメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホッ トメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙ク ロス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレ スコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP 貼り) ／UV コート、UV ラミコート ／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙)☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応型 を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラ ーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対 応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本用 ホッチキス、針金等除く)／ 土砂／木片／プラスチック 類／布類／建材(石こうボ ード等)／不織布／粘着テ ープ(リサイクル対応型を 除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香 水、口紅等)

(別紙 3)

作成年月日: 年 月 日

東大阪市 御中

件名: 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成委託業務

資 材 確 認 票

〇〇〇〇〇〇

印刷資材	使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙					
インキ類					
加工					
その他					



使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	